

「ティシュペーパー」購入ガイドライン

GPN - GL3B「ティシュペーパー」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、ティシュペーパーを購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン

ティシュペーパーの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ小さい製品を購入する。

- 1) 古紙パルプを可能な限り多く配合していること
 - 2) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）を使用する場合は以下のパルプであること
 - ①原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであること
 - ②持続可能な管理がされた森林から生産されたものであること
 - 3) ペーパーのサイズが小さいこと
 - 4) 白色度が過度に高くないこと
 - 5) 詰め替え（ピロー）タイプであること
 - 6) ボックスタイプの場合、内容量がより多いこと
- ＜パルプを使用している場合＞
- 7) 塩素ガスを使わないで漂白されたパルプ（ECF パルプ）の配合が多いこと

※このガイドラインは、社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

1997 年 11 月 27 日制定
2003 年 8 月 27 日改定
2014 年 11 月 14 日改定
2023 年 6 月 15 日改定
グリーン購入ネットワーク

＜ガイドラインの背景説明＞

1) 古紙パルプを可能な限り多く配合していること

- ティシュペーパーは使用後に二度と再生できないものですから、他の製品以上に古紙利用を優先すべきだと言えます。しかし、日本で生産・消費されるティシュペーパーは、木材から直接得られたパルプ（以下、単に「パルプ」という）を 100%原料につくられたものが大半です。
- 古紙を再利用することは、ごみを減量化し、焼却や埋立てなどの廃棄物処理による環境負荷を低減することができ、資源の有効利用につながります。ペーパーレス化の伸長や、これまで家庭紙の原料として使われてきた古紙が板紙へ使われるようになってきている等、古紙利用の環境も変わり、トイレットペーパーの原料となる古紙の不足も懸念されますが、国内で発生する古紙を有効利用していくことが大切です。また、パルプの需要は今後世界的に高まることが予想されていますが、植林などを進めてもパルプの供給には限りがあります。森林資源への過度な需要圧力を緩和するためにも、資源としての古紙の役割はますます重要になっています。
- これまで以上に古紙の回収と利用を促進し、用途に応じて古紙を可能な限り多く配合しているティシュペーパーの需要を拡大していくことが望ましいと考えられます。

（基本原則 2-2、2-7 に対応）

＜参考＞

古紙は、紙の加工工場や印刷工場から出る古紙（産業古紙）と、家庭やオフィスで消費財として最終用途を果たした後に発生する古紙（市中回収古紙）に分けられます。産業古紙は品質が安定しているため従来から利用が進んでいますが、市中回収古紙は一般的に様々な種類の紙が混ざって質が低いため利用が滞ることがあります。よってオフィスや家庭など古紙の発生源での適切な分別と回収を更に進めるとともに、市中回収古紙を使った紙の利用を進めることも有効と考えられます。

2) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）を使用する場合は以下のパルプであること

①原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであること

- 違法伐採は、世界の様々な地域において、環境劣化や生物多様性の損失、森林減少・劣化、持続可能な発展に対して影響を与えており、国際的に批判が高まっています。
- 製紙業界では木材の調達経路を確認し、木材調達の際に原産地等を明記して違法伐採材ではないことを証明する履歴管理報告書の提出を取引事業者が義務づける取り組み等が行われています。合法性を証明する方法の一つとして第三者認証制度があります。
- 紙製品の購入者は、バージンパルプの原料産出地について、製紙事業者、紙製品の製造者・販売者、マスコミ、NGO 等からの情報を参考にして判断することが望まれます。

（基本原則 2-3 に対応）

②持続可能な管理がされた森林から生産されたものであること

- 持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料の定義は、発展段階にあります。これらの確認方法には、独立した森林認証機関が定めた基準に基づいて第三者機関が森林経営者の森林管理水準を評価・認証する仕組みである「森林認証制度」、森林認証制度以外の「第三者監査」、伐採許可証や合法性証明書、現地確認報告書等による「文書や現地確認」等があります。
- 運用実績がある規定等（モントリオール・プロセス、森林認証制度）と国内関連法（グリーン購入法、林野庁「合法性・持続可能性証明ガイドライン」）の共通事項になっている以下の観点を主として評

価・確認していくのが有効です。確認方法としては上記に示した「第三者認証制度」など、いくつかの方法があります。

◆環境面の持続性

- ・保護されるべき森林の保存
- ・安全性未確認の遺伝子組み換え樹木の調達禁止

◆社会面の持続性

- ・労働者の健康や安全への配慮
- ・重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止

(基本原則 2-3 に対応)

3) ペーパーのサイズが小さいこと

- ティシュペーパーのサイズは、ペーパーの面積で規定されています。現在、一般的なティシュペーパーのサイズには、ペーパーの面積によって L タイプ (450cm² 以上)、S タイプ (420 cm² 以上～450 cm² 未満) の 2 つがあり、市販されている殆どの製品は L タイプのものです。
- S タイプのペーパーサイズであっても一般的な用途においては支障がなく、L タイプを S タイプに切り替えることで資源の節約に繋がります。省資源の観点からもサイズの小さいペーパーを使用することが望ましいと考えられます。

(基本原則 2-2 に対応)

4) 白色度が過度に高くないこと

- 古紙製品の白色度は、原料古紙の質によって 60～80%程度までばらつきがあります。(一般的な古紙 100%製品の白色度は 70～80%、パルプ製品の白色度は 80～86%程度とされています。) 白色度の低い中低級古紙を多く配合した場合、出来上がる製品の白色度も当然低くなります。古紙の利用を拡大していくためには白色度の低い中低級古紙なども利用していく必要があります。
- わが国ではパルプ製品の白色度は 80%をかなり上回っているのが現状です。製品に過度な白色度を求めると、牛乳パックなどの白色度が高く印刷が少ない古紙に原料が限られてしまいます。また、より多くの漂白剤を使用しなければなりません。
- 本来、用途の性格上ティシュペーパーには、過度な白色度は不必要であり、消費者が過度な白色度を求めなくなれば、脱墨剤や漂白剤の使用削減、中低級古紙の利用促進、エネルギーの削減、歩留まりの向上などに貢献し、ひいては生産コストの削減にもつながります。

(基本原則 2-1、2-2 に対応)

5) 詰替え (ピロー) タイプであること

- ティシュペーパーには詰替えタイプもあり、ボックスタイプから詰替えタイプにすることで、容器包装材の使用量の削減に繋がります。詰替えタイプはボックスタイプよりも軽量で容積も小さいことから、輸送時の効率性の向上につながります。詰替えタイプを包装するプラスチックフィルムはバージン素材で製造される場合が多いですが、将来的にはプラスチックフィルムに再生素材を使用することも期待されます。

(基本原則 2-5 に対応)

6) ボックスタイプの場合、内容量がより多いこと

- ボックスタイプの場合、箱の容積を小さくすると箱自体の紙の使用量の削減ができますが、内容量の少ないティッシュ（150 組や 160 組など）も多く流通しています。容器包装の削減のためには、内容量がより多いものを選ぶことが大切です。
- 現状、ティッシュペーパーのボックスは、殆どが古紙で作られています。今後は、ボックスへの印刷についての環境配慮（GPN「印刷サービス発注ガイドライン」参照）なども望まれます。

（基本原則 2-2 に対応）

＜パルプを使用している場合＞

日本で生産・消費されるティッシュペーパーは、パルプ 100%を原料につくられたものが大半であり古紙を利用した製品のシェアは 5～6%程度と推定され、以前と比較しても古紙配合製品のシェアは伸び悩んでいます。古紙製品の購入を進めることは最優先ですが、市場シェアの大きいパルプ製品についても環境配慮を推進することがティッシュペーパー全体の環境負荷の軽減に繋がります。

7) 塩素ガスを使わないで漂白されたパルプ（ECF パルプ）の配合が多いこと

- 木材等からパルプを製造するとき、従来は塩素ガス(Cl_2)を主体に漂白していましたが、有機塩素系化合物が発生し、水質や大気汚染につながる可能性があるため、塩素ガスを他の物質で代替して使用量を削減する取り組みが重ねられてきました。
- この取り組みを進めて、塩素ガス (Cl_2)を全く使用せず二酸化塩素 (ClO_2) を主体として酸素やオゾンなどを組み合わせて漂白する方法が『ECF (Elementally Chlorine Free)』と呼ばれる漂白方法です。ECF では有機塩素系化合物がほとんど発生しません。日本を含め世界的に従来方法から ECF に転換する動きが進んでいます。
- 塩素系物質を全く使わずに漂白する『TCF (Totally Chlorine Free)』という方法もあり、ECF よりさらに有機塩素系化合物の発生が少なくなりますが、紙の繊維が弱くなるなどの問題も指摘されており、TCF は北欧など一部地域の生産に留まっています。
- 有機塩素系化合物による環境汚染の可能性を少しでも減らすため、ECF や TCF など塩素ガスを使わないで漂白されたパルプを使用することが望まれます。

（基本原則 2-1 に対応）

＜その他の考慮事項＞

○蛍光増白剤の残留について

蛍光増白剤は食品衛生法によって食品や直接食品に触れるものへの添加が規制されています。現在、ティッシュペーパーの製造過程で蛍光増白剤は使用されていませんが、古紙に含まれる蛍光増白剤をリサイクルの過程で完全に取り除くことができないため、古紙製品には蛍光増白剤が残留しています。しかし、残留量は極めて少ないので古紙製品の利用を推進すべきです。

○着色・着香・印刷について

着色・着香・印刷の製品は、製造工程における環境負荷が、それを行わないものと比較して大きいとされているため、可能な限り使用しないことが望まれます。着色・着香・印刷が古紙製品の使用量を拡大する手段として行われる場合であっても最低限に留めることが望まれます。

○水解性（水溶性）について

ティッシュペーパーとしての機能をもたせるため、通常、紙力増強剤などの使用により水に強い加工がされています。そのため、公共トイレなどで使用された場合には下水が詰まるなどの影響も考えられます。また、高山で使用され廃棄された場合などは解けずに残留してしまい美観を損ねる場合があります。現在は、水解性のティッシュペーパーが製品化されており、災害時の備蓄用として自治体などで購入する場合も増えています。野外環境や公共トイレなどで使用する機会が多いポケットティッシュなどは、環境への負荷を軽減するためにも水解性のティッシュペーパーの利用を推進することが求められます。水解性のティッシュペーパーは一般的なものよりも通常厚い紙を使用しているため、1枚あたりのパルプ使用量が多くなります。（坪量：水解性ティッシュ 17g 以上程度、一般的なティッシュ 11～12g 程度）

＜ガイドラインの新旧対応表＞

	新ガイドライン（2023 年）	旧ガイドライン（2014 年）	改定内容
ガイド ライン 項目	1) 古紙を可能限り多く配合していること	1) 古紙を多く配合していること	変更なし
	2) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）を使用する場合は以下のパルプであること ①原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであること ②持続可能な管理がされた森林から生産されたものであること		新規追加
	3) ペーパーのサイズが小さいこと	2) ペーパーのサイズが小さいこと	変更なし
	4) 白色度が過度に高くないこと	3) 白色度が過度に高くないこと	変更なし
	5) 詰替え（ピロー）タイプであること	4) 詰替え（ピロー）タイプであること	変更なし
	6) ボックスタイプの場合、内容量がより多いこと	5) ボックスタイプの場合、内容量がより多いこと	変更なし
	＜パルプを使用している場合＞ 7) 塩素ガスを使わないで漂白されたパルプ（ECF パルプ）の配合が多いこと	＜パルプを使用している場合＞ 6) 塩素ガスを使わないで漂白されたパルプ（ECF パルプ）の配合が多いこと	変更なし
情報 提供 項目		パルプの原料（適切に管理された森林等から得られたものであることについて）	削除（ガイドライン項目に変更）

エコ商品ねっと登録フォーマット

ティッシュペーパー

- ★ 商品は、①ボックスタイプ、②ポケットタイプ、③詰め替え（ピロー）タイプの3つに分類して掲載されています。
- ★ 分類の中では、①古紙パルプ配合率の高い、②ペーパーサイズが小さい（Sタイプ→Lタイプ）、③白色度が低い、④事業者の50音順に掲載されています。

1. 掲載条件

以下のいずれかを満たすこと

- ・古紙パルプが使用されていること。
- ・バージンパルプを使用している場合は、原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたパルプが使われていること。

2. 登録フォーマット

(1)基礎情報

銘柄名	商品の名称 ※掲載している全ての情報が同じであれば、複数銘柄が記載されています。
事業者名	商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 ※他社が製造した商品を自社ブランドで販売する場合、自社名が記載されます。

(2)環境情報

グリーン購入法の判断基準適合	グリーン購入法の特選調達物品等の判断基準への適合状況 [○]：グリーン購入法の判断基準に適合している []：適合していない（空欄）
古紙パルプ配合率（%）	製造にあたっての古紙パルプの配合率
バージンパルプの使用状況	古紙パルプ配合率が100%ではない場合、バージンパルプは原料の合法性・持続可能性を目指した取り組みが森林認証制度により確認されていること（森林認証制度名を記載する。FSCの場合は森林認証ラベルがある商品のみ対象）
1枚の紙の大きさ（cm ² ）	[420cm ² 未満] [420cm ² 以上 450cm ² 未満] [450cm ² 以上]
白色度（%）	白さの度合い（数値が大きいほど白い） ※色紙の場合は[－]が記載されています。 ※白色度にばらつきがある場合は、その平均値が記載されています。
枚数（枚）	1箱あたりの枚数
箱の高さ（mm）	ボックスタイプ・詰め替え（ピロー）タイプの場合、1箱分の高さ

ECF パルプ配合割合 (TCF 含む)	○○%、○○～○○%、○割などと記載（「約」でも可、10 字以内） ※重量比：割合の分母は全てのパルプ重量（古紙パルプを含む） ※具体的に記載不可能な場合「／」と記載されています。 ※古紙配合率 100%の場合「ー」と記載されています。
-------------------------	---

(3)その他の情報

包装	[紙]：紙箱包装 [プ]：プラスチックフィルム包装
他の環境配慮特記事項 (環境ラベルの取得状況等)	情報提供者から上記以外の環境情報で、特にアピールしたいことがある場合に記載されています。
環境ラベル（エコマーク、CFP、エコリーフ、カーボン・オフセット）	エコマーク認証を取得している場合はエコマーク認定番号を記載する。 CFP、エコリーフの算定を行っている場合は、算定結果を開示している URL を記載する。 カーボン・オフセット認証を受けている場合は、カーボン・オフセット認証取得取組一覧の URL を記載する。

(4)情報提供者問い合わせ先

環境面問合せ先	部署名、TEL、FAX、E-MAIL ※最大 3 箇所まで
購入時間問合せ先	部署名、TEL ※最大 5 箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載（30 字）
他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「」で記載（80 字）

3. 分類

No	分類
1	ボックスタイプ
2	ポケットタイプ
3	詰め替え（ピロー）タイプ